

○独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程

(平成 20 年 9 月 30 日規程(総)第 24 号)

改正 平成 21 年 5 月 29 日規程(総)第 16 号 平成 23 年 3 月 31 日規程(総)第 28 号
平成 27 年 6 月 17 日規程(総)第 23 号 平成 28 年 9 月 27 日規程(総)第 16 号
平成 29 年 7 月 5 日規程(総)第 21 号 平成 30 年 6 月 11 日規程(総)第 12 号
令和 3 年 4 月 1 日規程(総)第 11 号 令和 5 年 8 月 3 日規程(総)第 13 号
令和 5 年 12 月 28 日規程(総)第 27 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国際協力機構業務方法書(平成 15 年規程(企)第 10 号)及び独立行政法人国際協力機構内部統制に関する規程(平成 27 年規程(総)第 13 号)に基づき、事故の発生時における独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の各部署(国内及び在外の機関を含む。以下同じ。)及び役職員等の対応、内部通報、外部通報並びにコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の設置に関する事項を定めることにより、事故発生時の適切な対応及び再発防止策の策定並びに機構役職員等のコンプライアンス意識の醸成を図り、もって機構の業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

第 2 条 第 3 章及び第 4 章の規定については、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)の趣旨に基づき、機構の内部通報及び外部通報の受付及び処理の手続等を定めることにより、機構の業務運営に関する違法行為等の早期発見及び是正を図り、もって機構の業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 「役職員等」とは、機構の役職員、非常勤勤務者及び名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者をいう。
- (2) 「事故部」とは、次条の各号に掲げる事項に該当しうる事実(以下「報告対象事実」という。)が発生した又は発見された部署をいう。
- (3) 「事故所管部」とは、第 6 条に従って事故部から報告を受ける部署をいう。
- (4) 「内部通報」とは、役職員等及び機構の契約先の労働者が、機構(機構の業務に従事する場合における役職員等、代理人その他の者を含む。)についての法令等違反行為(法令又は内部規程等に違反する行為をいう。当該法令等違反行為が生じるおそれを含む。以下「内部通報対象事実」という。)があると判断した場合に機構に通報することをいう。
- (5) 「外部通報」とは、次号に定める外部通報対象事実に関係する事業者(以下「事業者」という。)に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者が、外部通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合、機構に通報することをいう。

- (6) 「外部通報対象事実」とは、政府開発援助に関すること(独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条に定める業務に係るものに限る。)であって、公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実(対象となる法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為)をいう。

(事故の範囲)

第4条 事故とは次に掲げる事項に該当するものとして、事故所管部の長が認定するものをいう。

- (1) 法令等違反行為：法令又は内部規程等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (2) 個人を害する行為：個人の生命、身体、財産その他の権利若しくは利益を害し、又は害する恐れのある行為
- (3) 機構又は機構以外の第三者を害する行為：機構若しくは機構以外の第三者の権利利益若しくは業務運営を害し、又は害する恐れのある行為

第2章 事故の報告と対応に関する事項

(報告と調査)

第5条 役職員等は、報告対象事実が発生したと判断した場合には、直ちに上長に報告する。

第6条 事故部は、報告対象事実が発生した場合又は発見された場合には、当該事実の内容に応じ、直ちに次の各号に定める事故所管部及び法務・コンプライアンス担当特命審議役(当該事実の内容が第3号に該当する場合であって役職員等の人事上の秘密に属するものであるときを除く。)に報告する。ただし、当該事実の内容が複数の部署に関係すると判断される場合には、事故所管部は、他の関係部署に報告する。事故所管部自らが所管する事項について、当該事実が発生した場合は、監査室及び法務・コンプライアンス担当特命審議役に報告する。

- (1) 情報セキュリティの事故等に関すること 情報システム部
 - (2) 機構に帰属する現金又は物品等(借用の場合を含む。)の亡失又は毀損に関すること 財務部
 - (3) 役職員等の服務規律・倫理違反に関すること 人事部
 - (4) 上記以外に関すること 法務・コンプライアンス担当特命審議役又は法務・コンプライアンス担当特命審議役により指名された部署
- 2 事故所管部は、事故の調査及び解明又は対応策若しくは再発防止策の検討及び実施のために、事故部又は関係部に対し必要な指示等を行う。
- 3 事故部は、速やかに対策を講じるとともに事故の顛末を報告書に記し、事故所管部、法務・コンプライアンス担当特命審議役及び監査室に報告する。ただし、事故の内容が第1項第3号に該当する場合であって役職員等の人事上の秘密に属するものであるときは、法務・コンプライアンス担当特命審議役及び監査室への報告は人事部を通じて行う。
- 4 第2項に規定する事故の調査及び解明又は対応策若しくは再発防止策の検討及び実施については、必要に応じて事故所管部若しくは法務・コンプライアンス担当特命審議役が適当と判断する部署又は体制により、これを実施することができる。

- 5 事故所管部は、報告を受けた事故のうち、重大な法令等違反行為(法令違反行為及び重大な内部規程等違反行為をいう。)又は経営に重大な影響を与えると認められるもの(以下「重大事故」という。)については、直ちに法務・コンプライアンス担当特命審議役と協議の上、理事長、委員会の委員長及び総務部長に報告する。
- 6 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、重大事故のうち、独立行政法人国際協力機構監事及び監事監査規程(平成16年規程(総)第15号)(以下「監事及び監事監査規程」という。)第16条に定める業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項に該当するものについて、直ちに監事に報告する。
- 7 事故所管部は、重大事故の報告を受けた場合には、その調査結果、対応策及び再発防止策を理事長、監査室、総務部、法務・コンプライアンス担当特命審議役及び委員会に報告する。
- 8 官庁等への報告を要する事故が発生した場合、総務部は、速やかに経緯及び顛末等を官庁等に対し報告する。ただし、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第27条の規定に基づく報告は財務部が行う。

(海外における当該国・地域の政府機関等への報告)

第7条 海外において、事故部又は事故所管部が当該国・地域の政府機関等に対し報告を要すると判断される事故が発生した場合、当該国・地域を管轄する在外機関は、当該事故の経緯、顛末等を当該国・地域の政府機関等に対して報告する。

(外部からの情報提供等)

第8条 役職員等は、事故又はこれに準じる事実に関し外部から情報提供等があった場合は、事故所管部及び法務・コンプライアンス担当特命審議役に報告する。この場合において、法務・コンプライアンス担当特命審議役は、当該情報が内部通報又は外部通報に該当するときは、この規程の定めに基づき適切に処理されるように対応する。

第3章 内部通報に関する事項

(内部通報)

第9条 内部通報及びその相談を受け付ける部署は監査室とし、監査室に内部通報受付管理者を置く。

2 内部通報受付管理者以外の役職員が内部通報に該当する情報を受け付けたときは、内部通報受付管理者に報告しなければならない。

3 ハラスメント等、苦情の申出及び相談等について内部規程等に定めのある事項については、当該内部規程等による申出等を行うほか、この規程による内部通報を行うことができる。

(内部通報者の特例)

第10条 第3条第4号の規定にかかわらず、役職員等であった者並びに専門家及びボランティア等の機構の業務に従事する者(以下合わせて「機構関係者」という。)は、内部通報を行うことができる。

(内部通報の手続き)

第11条 内部通報を行おうとする者は、原則として氏名、所属部署、法令等違反行為等の内容その他必要事項を記載した書面を電子メールに添付して送信し、又は封書により送付して行うものとする。ただし、内部通報は、匿名でも行うことができる。

2 内部通報受付管理者は、内部通報を行う役職員等、機構の契約先の労働者及び機構関係者(以下「内部通報者」という。)の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、内部通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(内部通報者の責務)

第12条 内部通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、人事上の処遇の不满、誹謗中傷等の個人的な感情等の不正な目的によって行ってはならない。

(内部通報の受付方法)

第13条 内部通報受付管理者は、内部通報を受けたときは、監査室長へ報告する。

(内部通報の受理事)

第14条 監査室長は、前条の報告を受けたときは、総務部長に情報共有を行い、調整の上、必要に応じて弁護士への相談を行い、内部通報としての受理又は不受理を決定する。ただし、総務部長への情報共有が、適当でないと思われる場合は、この限りではない。

2 監査室長は、内部通報としての受理又は不受理の決定を総務部長に情報共有する。ただし、前項ただし書きの場合はその限りではない。

(監事等への報告)

第15条 総務部長は、前条第2項により情報共有を受けた場合、その内容を監事及び独立行政法人国際協力機構内部統制に関する規程(平成27年規程(総)第13号)第7条で定める内部統制担当理事(以下「内部統制担当理事」という。)に内密に報告する。ただし、前条第2項ただし書きの場合は、監査室長から監事及び内部統制担当理事に情報共有する。

(調査)

第16条 監査室長は、第14条の規定により受理を決定したときは、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、内部通報者の秘密保持及び個人情報保護の保護に留意しつつ、調査を行う。この場合において、監査室長は、適宜、調査状況を理事長及び副理事長へ報告する。

2 監査室長は、必要と認めるときは、前項の調査の全部又は一部を監査室長が指名した役職員等(以下「内部通報調査協力者」という。)に依頼することができる。

3 前項により調査を依頼された内部通報調査協力者は、第1項の規定により決定した調査方法に基づき、公正かつ公平な調査を行い、調査を終了したときは、その内容を監査室長に報告する。

4 監査室長、内部通報受付管理者及び内部通報調査協力者(以下「内部通報処理関係者」という。)は、調査に係る情報を内部通報処理関係者以外の者に提供する等調査に支障を及ぼす恐れのある行為をしてはならない。

- 5 役職員等は、内部通報処理関係者の調査に対して誠実に協力するものとし、調査を妨害してはならない。
- 6 内部通報受付管理者は、第1項により調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、内部通報者に対して、遅滞なく通知する。
- 7 内部通報受付管理者は、関係者のプライバシー等に留意しつつ、調査中は、調査の進捗状況について内部通報者に適宜通知するとともに、調査結果は遅滞なく通知するように努める。

(理事長等への報告)

第17条 監査室長は、前条の調査の結果を理事長及び副理事長に報告する。この場合において、監査室長は、内部通報の内容が事実であると認めるときは、当該内部通報に係る法令等違反行為等を、是正に係る意見を付し、必要に応じて弁護士の見解を取付けの上、併せて報告しなければならない。

2 総務部長は、監事及び監事監査規程第16条に定める業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項に該当すると判断される場合は、直ちに当該調査結果等を監事に報告する。

3 総務部長は、官庁等への報告を要する場合、速やかに当該調査結果等を官庁等に対し報告する。ただし、会計検査院法第27条の規定に基づく報告は財務部が行う。

(是正措置等)

第18条 理事長は、内部通報の内容が事実であると認めたときは、当該内部通報に係る違法行為等を是正するために必要な措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講ずる。

2 理事長は、内部通報の内容が事実であると認めたときは、当該内部通報に係る違法行為等を行ったと認められる者に対して、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずる。

(処分の減免)

第19条 理事長は、内部通報者が事実と認められた内部通報の違反行為等に関与している職員であるときは、独立行政法人国際協力機構職員就業規則(平成15年規程(人)第5号)に基づく懲戒処分を減免することができる。

(通報者への通知)

第20条 内部通報受付管理者は、関係者のプライバシー等に留意しつつ、第18条の規定により理事長が内部通報の内容が事実であると認め是正措置等をとったときはその旨を、内部通報の内容の事実がないと認めたときはその旨を、内部通報者に書面等により通知する。

(不利益取扱いの禁止等)

第21条 役職員等は、内部通報者がこの規程に基づき内部通報したことを理由として、当該内部通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、不利益な取扱いを受けた内部通報者は、その旨を内部通報受付管理者に申し出ることができる。

3 内部通報受付管理者は、前項の申出を受けたときは、監査室長へ報告する。

4 監査室長は、前項の報告を受けたときは、不利益の回復に必要な措置を講ずるものとする。

(利益相反関係の排除)

第21条の2 内部通報受付管理者その他内部通報の処理に従事する者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要な場合には、理事長が指名する者がこれにあたるものとする。

(情報の記録と管理)

第22条 内部通報受付管理者は、内部通報者の氏名及び内部通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、これらの記録の漏えい、滅失又はき損の防止に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第23条 内部通報受付管理者、内部通報調査協力者その他内部通報に関与した者は、内部通報に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第4章 外部通報に関する事項

(外部通報窓口)

第24条 外部通報及びその相談を受け付ける窓口(以下「外部通報窓口」という。)を外部から分かりやすいように設置する。外部通報窓口において、通報者の秘密が保持されること及び個人情報保護が保護されることを掲示するものとする。

2 総務部法務課が外部通報窓口に係る事務を所掌する。

3 総務部法務課に外部通報受付管理者を置く。

(外部通報の受理事)

第25条 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、前条の外部通報を受けたときは、必要に応じて関係役員(監事を除く。)と協議し、又は弁護士への相談を行った上で、外部通報としての受理又は不受理を決定する。

2 外部通報情報受付管理者は、前項の規定による受理又は不受理(情報提供として受け付ける場合も含む。)の決定を外部通報を行った者(以下「外部通報者」という。)に通知する。

3 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、第1項の規定による受理又は不受理の決定を、内部統制担当理事及び第1項により協議した役員に報告する。

(調査)

第26条 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、前条の規定により受理を決定したときは、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、外部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、調査を行う。この場合において、法務・コンプライアンス担当特命審議役は、適宜、調査状況を内部統制担当理事へ報告する。

2 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、前項の調査の全部又は一部を法務・コンプライアンス担当特命審議役が指名した役職員等(以下「外部通報調査協力者」という。)に依頼することができる。

- 3 前項により調査を依頼された外部通報調査協力者は、第1項の規定により決定した調査方法に基づき、公正かつ公平な調査を行い、調査を終了したときは、その内容を法務・コンプライアンス担当特命審議役に報告する。
- 4 法務・コンプライアンス担当特命審議役、外部通報受付管理者及び外部通報調査協力者(以下「外部通報処理関係者」という。)は、調査に係る情報を外部通報処理関係者以外の者に提供する等調査に支障を及ぼす恐れのある行為をしてはならない。
- 5 役職員等は、外部通報処理関係者の調査に対して誠実に協力するものとし、調査を妨害してはならない。
- 6 外部通報受付管理者は、関係者のプライバシー等に留意しつつ、調査中は、調査の進捗状況について外部通報者に適宜通知するとともに、調査結果は遅滞なく通知するように努める。

(理事長等への報告)

第27条 法務・コンプライアンス担当特命審議役は、前条の調査の結果を内部統制担当理事に報告する。

2 内部統制担当理事は当該調査結果を理事長及び副理事長に報告する。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、外部通報について準用する。

(是正措置等)

第28条 内部統制担当理事は、前条の報告を受けたときは、外部通報の内容が事実であると認めるときは、是正措置等を検討し、実施する。

(外部通報者への通知)

第29条 外部通報受付管理者は、関係者のプライバシー等に留意しつつ、前条の規定により内部統制担当理事が外部通報の内容が事実であると認め是正措置等をとったときはその旨を、外部通報の内容の事実がないと認めるときはその旨を、外部通報者に書面等により通知する。

(利益相反関係の排除)

第30条 外部通報受付管理者その他外部通報の処理に従事する者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要な場合には、理事長が指名する者がこれにあたるものとする。

(情報の記録と管理)

第31条 外部通報受付管理者は、外部通報に係る通報者の氏名及び外部通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、これらの記録の漏えい、滅失又はき損の防止に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第32条 外部通報受付管理者その他外部通報に関与した者は、外部通報に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第5章 委員会の設置

(目的)

第33条 委員会は、機構のコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、その強化を図ることを目的とする。

(委員会の機能)

第34条 委員会の機能は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等のコンプライアンス状況等の確認を踏まえ、役職員等のコンプライアンス状況の改善に向けた体制の整備若しくは具体的な方策等の検討又は審議を行う。
- (2) 重要なコンプライアンス違反事例に関する報告を受けて、再発防止策の検討を行う。
- (3) 前各号に掲げるもののほかコンプライアンスに必要な事項の確認又は検討を行う。

(構成)

第35条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員会の委員長は、副理事長とする。
- (2) 委員会の委員は次の職にある者とする。

事故所管部担当理事、監査室長、総務部長、法務・コンプライアンス担当特命審議役、情報システム部長、人事部長、財務部長及びその他委員長が指名する者

- (3) 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への参加を求めることができる。

(運営)

第36条 委員会は原則として毎年度2回開催することとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた時は、随時開催することができる。

- 2 委員会の運営は委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は委員の中から副委員長を指名し、委員長に事故あるときは委員会の運営を代行させることができる。

(事務局)

第37条 委員会の事務局は総務部に置き、法務・コンプライアンス担当特命審議役を事務局長とする。

- 2 事務局の事務は、総務部が執り行う。事務局長は、必要に応じ、関係部室長と協議の上、職員の中から事務局員を指名することができる。

(理事長への報告)

第38条 委員長、副委員長又は事務局長は、委員会での検討及び審議の結果を理事長に報告するものとする。

(委任)

第39条 この規程の実施に必要な様式その他の手続のうち、第3章に係るものは監査室長が、第3章に係るもの以外のものは法務・コンプライアンス担当特命審議役が、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日規程(総)第16号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規程(総)第28号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月17日規程(総)第23号)

この規定は、平成27年6月17日から施行する。

附 則(平成28年9月27日規程(総)第16号)

この規程は、平成28年9月30日から施行する。

附 則(平成29年7月5日規程(総)第21号)

この規程は、平成29年7月5日から施行する。

附 則(平成30年6月11日規程(総)第12号)

この規程は、平成30年6月11日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規程(総)第11号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月3日規程(総)第13号)

この規程は、令和5年8月3日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

附 則(令和5年12月28日規程(総)第27号)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。